

北九州市立石峯中学校「学校のきまり」

「学校のきまり」は、石峯中学校の校訓「自主」「創造」「感謝」の実現に向けて、生徒が守るべき学習上、生活上の規律として、生徒ファーストの視点に立ち決めました。この「学校のきまり」を生徒一人一人が自分のものとしてとらえ、自主的に守るよう取り組んでいきましょう。

第一章 学校生活を送る上でのきまり

1 登下校について

- ①登校時は、8時25分の予鈴までに着席し、朝自習および授業の準備をしましょう。
- ②欠席・遅刻の連絡は8時20分までに保護者が学校に連絡します。
- ③自転車での通学はできません。
- ④登下校中の寄り道、店舗への立ち寄りはしません。

2 校内での生活について

- ①一旦登校した後は、校外に出ることはできません。
- ②校舎内では上靴を履きます。
- ③余分なお金やスマートフォン等、不必要なものは持ってきません。
- ④学年で指定された場所のトイレを使い、他学年のフロアにはいきません。

第二章 服装・頭髪等・持ち物等のきまり

1 服装、頭髪等のきまり

学校の場にふさわしい身だしなみを心がけます。

◇ 服装について

- ①旧標準学生服（詰襟タイプ、セーラータイプ）または新標準学生服（北九州スタンダードタイプ）を着用します。

【従来型・詰め襟タイプ】

（冬）上下服：旧標準学生服

（夏）上着：白色のカッター、開襟シャツ、ポロシャツ（長袖でも半袖でもよい）

ズボン：旧標準学生服

【従来型・セーラータイプ】

（冬）上下服：旧標準学生服。ネクタイ（本校指定のエンジ色）を着用します。

（夏）上着：白色のカッター、開襟シャツ、ポロシャツ（長袖でも半袖でもよい）

スカート：本校指定のジャンパースカート。指定のベルトを着用します。

【北九州スタンダードタイプ】

（冬）ブレザー、ズボンまたはスカート、白色のカッター、開襟シャツ、ポロシャツを着用します。

ブレザーのボタンは全て止めます。

（夏）白色のカッター、開襟シャツ、ポロシャツに夏ズボンまたは夏スカートを着用します。

- ②夏服の上着のズボンの裾は、ズボン、スカートに入れます。
- ③ズボン着用時のベルトは布か革製で、黒、紺、茶とします。（飾りや飾り穴が開いているものは不可）
- ④スカート丈は、膝が隠せる長さとしします。例：膝立ちして、スカートの裾が床につく。
- ⑤ポロシャツはワンポイント不可（ポケットの有無は問わない）。ボタンと糸は白のみとします。
- ⑥ポロシャツ、カッターシャツの下は、黒・紺・灰・白の下着を着用します。
- ⑦登校したら、本校指定の名札をつけ、下校する際に外します。

◇ 靴・靴下について

①上靴：本校指定の上靴（学年毎にラインの色を指定）

靴のかかとを踏んだり、落書きをしたりしない。

②下靴：運動に適したシューズ。

③靴下：黒・紺・灰・白のソックス

ワンラインまたはワンポイント可。ショートソックス可)ルーズソックスは不可。

◇ 頭髪等について

①パーマ類、染色、脱色をしないこと、整髪料などの使用をしないこと。

②眉は自然体を保つこと。（整える程度は可 極端に細くすることは不可）

③左右対称となる髪型にする。

④前髪は結ばない。一部を垂れ流すのは禁止とする。長さは眉毛にかかる程度までとする。

⑤前髪以外の部分は、肩に掛からない長さとし、それ以上長い場合は結ぶこと。ポニーテール可。

団子にしたり（プール授業後は可）や編み込み（三つ編みは可）は禁止とする。

髪をとめる場合は、黒・紺・茶の無地のゴムまたはピンとする。

◇ 冬季防寒着について（別途プリントが配布されるので確認しましょう）

①マフラー、ネックウォーマー、手袋（登下校中のみ着用を許可）※校舎内着用禁止

②新標準学生服の場合は、セーター、カーディガン、ベスト（黒・紺・灰・白でワンポイント可）着用可

③セーラータイプの場合は、ストッキング、タイツ、スパッツ等（黒・ベージュの無柄）着用可

カーディガン（黒・紺・灰・白でワンポイント可、着用時は名札を付ける）

④コート類（黒・紺・灰・茶・白を基調とするもの。教室でバッグやロッカーに収納すること。）

※防寒着の着用期間は、季節、気候を考慮し決定します。

◇ 通学カバンについて

①本校指定のスクールバッグ（荷物が入りきれない場合は普段使っているカバンの活用可）

②カバンのキーホルダーは、6cm×6cm以内の大きさであれば1つ付けることができる。

◇ その他

①汗ふきシートは無香料であれば、使用してもいい。制汗スプレーは使用禁止とする。

②カラーコンタクト、ピアス等の装飾品は禁止とする。

第三章 部活動のきまり

①各部活動は顧問の指導のもと、本校の部活動方針に沿って活動します。

②部活動を休む際は、事前に顧問に連絡します。

③退部する場合は「退部届」を顧問に提出し、クラス担任にも報告します。

④入部届は年度ごとに提出します。

第四章 学校のきまりの改正方法

①「学校のきまり」の条文を改正するには、生徒総会で改正案を提出します。

②改正案に対して全校生徒の3分の2以上の賛成をもって、学校側に改正案として提出します。

③改正案は、学校長が教職員や保護者等の意見を受けて改正について判断します。

④改正された際は、改正年月日等を「学校のきまり」に記載します。

第五章 その他

この「学校のきまり」は、令和5年10月20日から施行します。